

## 個人情報の取扱いについて

### 1 保有に関する制限（法第 61 条）

行政機関の長等は、条例を含む法令で当該行政機関等が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないとしている。

（事務対応ガイド 4-1）

利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならないとされ、特定した利用目的については開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから、利用目的について整理したものが必要となる。

現行の制度と大きな差はない。

### 2 取得及び利用の際の遵守事項（法第 62 条～法第 65 条）

#### （1）本人から書面により取得する際の利用目的の明示

本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、法第 62 条各号に該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならないとしている。

なお、一方的に個人情報をその内容に含む書面が送り付けられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものでない。（事務対応ガイド 4-2-2）

#### （2）不適正な利用の禁止

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。（ガイドライン 5-2-3）

なお、「おそれ」の有無については、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。（事務対応ガイド 4-2-3-1）

#### 【具体例】

正当な理由なく本人に対する違法な差別的取り扱いを行うために個人情報を利用する場合

#### （3）適正な取得

行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、個人情報を適切に取得しなければならない。（ガイドライン 5-2-3）

現行条例では、条例第 7 条第 2 項の規定により、「本人収集の原則」を定めていたが、個人情報の保有の制限等（第 61 条）、利用目的の明示（第 62 条）、不適正な利用の禁止（法第 63 条）、適正な取得（法第 64 条）の規定を適正に運用することにより、本人からの収集を原則とせずとも、個人情報について必要な保護が図られるものとなる。

改正法施行後は「本人収集の原則」がなくなるため、原則の例外として答申に基づき個人情報を収集した実績についての審議会への報告も不要となる。

### 3 正確性の確保（法第 65 条）

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

なお、本条における正確性の確保の対象は「事実」とどまり、評価・判断には及ばないが、「個人 A が〇〇と評価・判断された」、「評価者 B が〇〇と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。（ガイドライン 5-2-4）

現行の制度と大きな差はない。

### 4 安全管理措置等（法第 66 条、第 67 条）

#### （1）行政機関の長等が講ずべき安全管理措置

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報（※）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、保有個人情報の取扱いの委託に当たっては、委託に関する契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれる。（事務対応ガイド 4-3-1-1）

具体的に講じなければならない安全管理措置については、事務対応ガイド 4-8 に「（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（P139）として示されている。

個人情報保護委員会からは、安全管理措置についてどのように定めるかについては、その形式を含め、各地方公共団体での判断となる、すなわち、既存のルール等を準用・併用することも、ガイドライン等と整合的である範囲において許容されるとの見解が示されている。

※ 散在情報を含む。委託事業者、指定管理者は法第 66 条第 1 項の取扱いを準用。（法第 66 条第 2 項）

現行制度では、市の保有個人情報の安全管理措置については、

- ・千葉市情報セキュリティポリシー、・個人情報保護事務の手引き（依命通達）
- ・千葉市個人情報保護事務取扱要綱、・千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準、
- ・個人情報取扱特記事項（契約書に添付）、指定管理者個人情報取扱特記事項（基本協定に添付）
- ・千葉市労働者派遣契約における個人情報保護に関する基準、個人情報保護特記事項
- ・情報漏えい及び情報システム障害等発生時の所管課対応フロー・「特定個人番号保護評価書」

等により、講じなければならない個人情報の保護に関する措置について必要な事項を定めている。

改正法の施行に伴い必要となる安全管理措置の見直しについては、既存の規程を併用適宜改正することにより対応していく方向で検討している。

国から示された指針と、本市の上記規程等を比較したところ、例えば教育研修に関する規定や監査及び点検の実施に関する規定、法 69 条 2 項 3 号又は 4 号の目的外提供を行った場合の法 70 条による措置要求、漏えいの報告などについては、規程等の整備を含めた対応が必要となると見込まれる。上記指針を踏まえ、適切な対応を図るとともに、毎年度、漏えい等の運用状況報告を行うことにより、審議会がこれらの措置の見直しについて、意見を述べる機会を設けることとする。

※法改正・条例改正等により大幅な見直しが必要となるものも多いことから、改正案は後日送付

## (2) 従事者の義務

以下の者については、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。なお、義務違反があった場合、懲戒処分<sup>1</sup>の適用、委託契約の解除、法に規定する罰則が適用され得る。

### 【罰則に関する現行条例と改正法の対照】

条例 57→法 176 (職員・派遣・委託) 正当な理由なく個人情報ファイルを提供)

条例 58→法 180 (職員・派遣・委託) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用)

条例 59→法 181 (職員) 職権濫用し、職務以外のように供する目的で収集)

- 行政機関等の職員若しくは職員であった者（議会を除く。）
- 法第 66 条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者
- 行政機関等において従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者

罰則の内容含め、千葉市議会が除かれる以外は現行の制度と大きな差はない。

## 5 漏えい等の報告等（法第 68 条）

### (1) 保有個人情報の漏えい等

行政機関等が保有する個人情報が漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われることとなりかねないため、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合には、委員会へ報告するとともに、本人に対して通知する。（ガイドライン 5-4）

漏えい等の報告の手順は別紙 2 のとおり

#### 【報告及び本人に対して通知な場合】

- 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等
  - 不正利用により財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
  - 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
  - 本人の数が 100 人を超える漏えい等
  - 条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等
- ※ 発生したおそれがある事態を含む。

### (2) マイナンバーの漏えい等

マイナンバーを含む保有個人情報が漏えいするなどした場合、前記（1）に加え、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 4 に基づき報告等が求められる。（現行制度においても報告は必須）

手順等は別紙 1 と同様であるが、総務省通知及び千葉県通知により、個人情報保護委員会に加え、千葉県に対しても報告を行っている。

現行制度では、保有個人情報（マイナンバーを含む。）の漏えい等が発生した場合、その規模や内容を問わず、必ず本人に連絡を取り、漏えいの通知及び謝罪等を行っている。

よって、改正法施行後も本人に対する通知は原則として全ての案件について行うこととする。

また、個人情報保護委員会に報告した案件については、年1回情報公開・個人情報保護審議会に報告すると共に、再発防止策等について意見を求めることとする。

※ 個人情報保護委員会に対しては、上記のみでなく、市として公表を行う漏えい等が発生したとき等、市民の不安を招きかねない事案については情報提供が望ましいとされているため、個人情報保護委員会に情報提供するとともに、審議会へも報告を行う。